

持続可能な循環型社会の実現に向けて
取り組むべき、ごみの減量化や資源化
および適正処理のあり方について
(答 申)

令和3年6月

品川区廃棄物減量等推進審議会

目 次

答申にあたって	1
第1章 ごみ・資源回収をとりまく現状	2
1 ごみ・資源回収量の推移	2
2 適正処理に関する課題と展望	3
3 清掃事業における持続可能な開発目標（SDGs）との関係	3
4 ごみの減量化と資源化施策の現状	3
5 諮問に対する検討の論点	5
第2章 プラスチックごみについて	7
1 プラスチックごみを取り巻く環境	7
2 品川区におけるプラスチックリサイクル	7
3 プラスチックごみ減量へ向けた具体的取り組み	9
第3章 集団回収事業について	12
1 集団回収とは	12
2 品川区における集団回収の現状	12
3 集団回収事業における社会環境の変化	13
4 集団回収事業の維持、発展に向けて	14
第4章 新型コロナウイルス感染症の影響下における清掃事業について	16
1 コロナ禍における収集・回収量の推移	16
2 品川区における感染防止への取り組み	18
3 ウィズコロナにおける清掃事業	20
4 アフターコロナにおける清掃事業のあり方	21
第5章 まとめ	23

資料編目次

区長からの諮問【資料1】	資料編－1
会議の公開方法について【資料2】	資料編－2
審議経過【資料3】	資料編－3
審議会委員名簿【資料4】	資料編－4

答申にあたって

平成 27 年 9 月に国連総会において「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されるなど、近年、循環型社会の実現に対する取り組みが活発化しています。

国は、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生など 5 つの取り組みを示し、そのなかでプラスチック資源循環戦略を策定するなど、様々な視点から循環型社会の実現を目指すことを提言しています。

このような状況の中、令和元年 8 月 9 日、本審議会は、品川区長から「持続可能な循環型社会の実現に向けて取り組むべき、ごみの減量化や資源化および適正処理のあり方について」の諮問を受けました。

本審議会では諮問以降、計 6 回に渡り精力的に審議を重ね、この答申を取りまとめました。

新型コロナウイルス感染症による社会情勢等の変化があるなか、品川区が、この答申を踏まえ、更なるごみの減量と資源化に取り組み、持続可能な循環型社会の実現につなげていくことを期待します。

令和 3 年 6 月

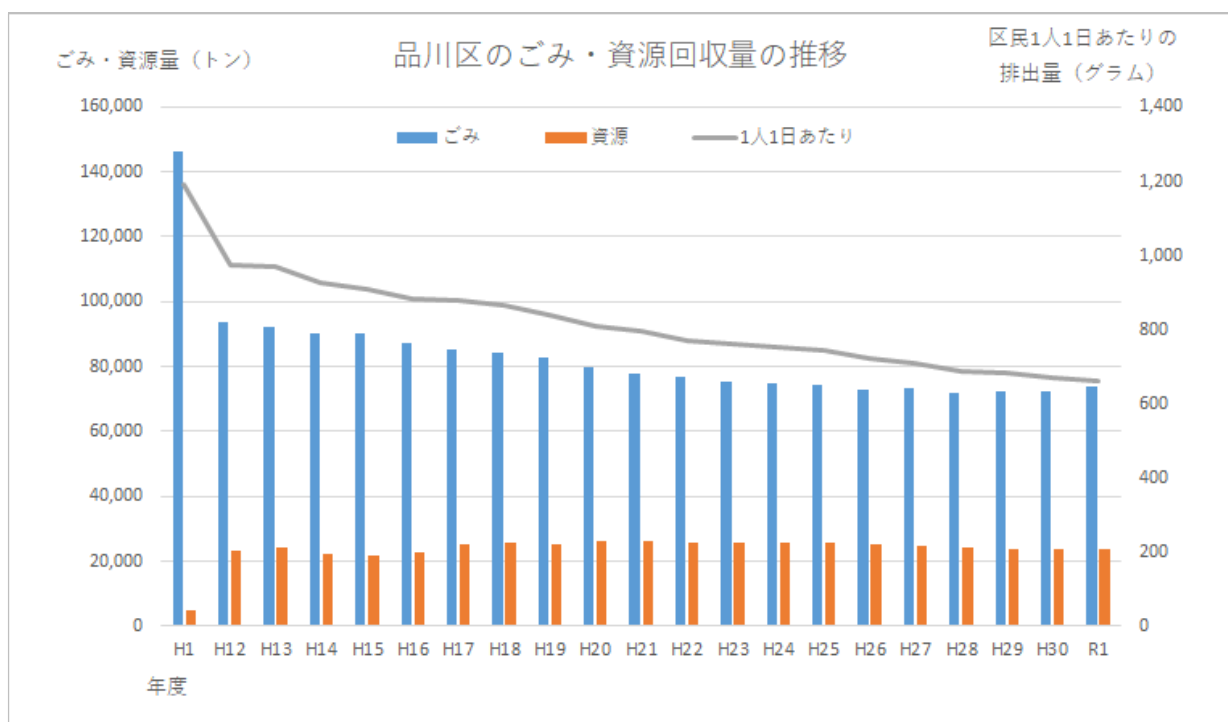
品川区廃棄物減量等推進審議会

第1章 ごみ・資源回収をとりまく現状

1 ごみ・資源回収量の推移

品川区における燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみの量は、平成元年度の約14万6千トンに減少を続け、令和元年度には約7万3千トンと、平成元年度と比較して約半分に減少した。しかし、減少幅は微減傾向になってきており、平成元年度から平成14年度にかけては約38%減少したのに対し、平成14年度から令和元年度では、約18%と減少率が下がっている。特にここ数年の回収量は、わずかながら対前年度比で減少していたが、平成29年度より増加に転じ、令和元年度では対前年度比約2%の増となった。

一方、資源回収量は、平成元年度の約4千600トンから、令和元年度の約2万3千トンと、平成元年度と比べて約5倍の回収量となった。これは、経済状況の変化や区民のリサイクル意識の高まり、区によるごみ減量施策・資源回収品目の充実によるものと推定できる。回収量は、平成26年度から対前年度比で減少していたが、令和元年度では前年度より約1%の微増となった。



2 適正処理に関する課題と展望

昨今、廃棄物を取り巻く現状は大きく変化している。品川区では、令和元年7月に区内人口が40万人を超えるなど人口の増加が目覚ましく、それに伴って資源・ごみの総量も増加している。区の様々な施策への取り組みにより区民1人あたりの排出量は減少傾向を維持し続けているが、近年その減少率は鈍化している。

廃棄物の適正処理を進める上では、排出されたものをどう扱うかということだけでなく、2Rの推進による「ごみを出さないライフスタイルへの転換」や不適正排出、不法投棄の防止など、適正排出を促進していくことも重要なテーマである。

3 清掃事業における持続可能な開発目標（SDGs）との関係

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。目標の1つである「つくる責任、つかう責任」では「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」ことが明記されており、また天然資源の持続可能な管理や効率的利用、食品ロスの減少などが達成すべきターゲットとして盛り込まれた。

品川区では、これまでも地域特性や区内の情勢に沿って様々な施策に取り組んできたところであるが、世界的に持続可能社会の実現に対する関心が高まっていることを機運ととらえ、今後の清掃・リサイクル事業への展開を検討していかなければならない。

4 ごみの減量化と資源化施策の現状

区では、平成12年4月に東京都から清掃事業が移管されて以降、ごみの減量化と資源化を目指した、地域の特性に応じた区独自の施策を展開してきた。

＜清掃・リサイクル施策の取り組み＞

(1) 資源回収品目・方法の充実

① 資源ステーション回収

平成10年10月～ 古紙、飲食用びん、飲食用缶

平成15年7月～ 乾電池

平成16年10月～ ペットボトル、紙箱・紙パック

平成20年10月～ 汚れていないプラスチック製容器包装、蛍光灯

平成24年7月～ 水銀体温計・水銀血圧計

② ペットボトルの店頭回収

平成9年4月～平成27年2月

③拠点回収

平成 2 年 6 月～牛乳パック、アルミ缶

(アルミ缶は平成 4 年 10 月まで、牛乳パックは平成 18 年 4 月まで)

平成 4 年 11 月～ 古着、廃食用油

平成 23 年 4 月～ 不用園芸土

平成 25 年 10 月～ 使用済小型電子機器

(携帯電話、デジタルカメラ、家庭用ゲーム機等)

平成 29 年 4 月～ 使用済み小型電子機器を「東京 2020 都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し拠出

(2) 分別促進やリサイクル秩序の維持

①ごみの各戸収集 (平成 17 年 7 月～)

平成 14 年 10 月モデル実施開始

②集団回収の支援 (昭和 34 年～)

報奨金・協力金の支給、回収補助用具の貸出し、消耗品の支給等

(アルミ缶・紙パック回収協力金の支給は、平成 25 年 3 月まで)

「雑がみ回収大作戦」と称し、雑がみの回収に取り組む集団回収団体へ協力金を支給 (平成 30 年 9 月～)

③資源持ち去り防止対策 (平成 20 年 7 月～)

条例による資源物持ち去り行為禁止の明確化および罰則規定の制定、早朝の資源持ち去りパトロール

各警察署と連携した合同資源持ち去りパトロールの実施 (平成 23 年 3 月～)

(3) 普及啓発活動

①各種イベントでの啓発展示、小学生ポスター展等

②リーフレットの発行等

「資源・ごみの分け方・出し方」冊子、チラシ (英語・中国語・韓国語版)

(内容をリニューアルし、令和元年 12 月に全戸配布を実施)

ごみ・リサイクルカレンダー、小学生用啓発冊子

ごみ・リサイクル通信

広報「しながわ」による啓発

③小学校、保育園等での環境学習

清掃車両 (スケルトン車) を使った環境学習等

④廃棄物減量等推進員

ごみの発生抑制と分別徹底の実践、ごみの排出状況の報告、地域におけるごみ減量およびリサイクル活動の推進と相談等

⑤ふれあい指導

ごみ・資源の分別や事業系廃棄物の有料シール貼付等の指導・助言

- ⑥ごみ・資源追っかけ隊
ごみ・資源物の処理、再生過程を見学
- ⑦出前講座
町会・自治会・P T A等からの依頼による講座形式でのごみ減量やリサイクルの推進をテーマにした出前講座を実施
- (4) リユース促進のための施策
 - ①フリーマーケットの実施および支援
しながわE C Oフェスティバルにおけるフリーマーケットの実施や用具の貸出し、広報紙への掲載、区立公園の使用申請の代行
 - ②リサイクルショップ「リボン」の支援
家庭における不用品の委託販売にあたっての運営支援
 - ③不用品交換情報紙「くるくる」の発行
 - ④リユース店の紹介
家具や家電製品等の修理・修繕が可能な区内の店舗等の紹介冊子の作成
- (5) その他
 - ①粗大ごみの有料化（平成3年7月～）
 - ②事業系ごみの有料化（平成8年12月～）
 - ③サーマルリサイクルの実施（平成20年10月～区内全域）
家庭から排出された廃プラスチックを焼却処理することで熱エネルギーを回収
 - ④大規模建築物に係る指導
事業の用途に供する部分の床面積が3,000㎡以上の建築物の所有者に対し、廃棄物の保管場所等の設置状況、再利用の促進等の調査・指導および助言。また、平成27年度より床面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の建築物にも調査・指導範囲を拡大。
 - ⑤家庭用電気式生ごみ処理機購入費助成（平成12年6月～）
家庭用電気式生ごみ処理機本体購入価格の一部助成
 - ⑥事業系生ごみ処理機の購入費助成（平成29年8月～）
事業系生ごみ処理機本体購入価格の一部助成

5 諮問に対する検討の論点

第1回の審議会において、区長から「持続可能な循環型社会の実現に向けて取り組むべき、ごみの減量化や資源化および適正処理のあり方について」諮問を受けた後、事務局から区の資源・ごみの現状や区の取り組みに関する説明を受けた。次に第2回審議会において、中防処理施設（粗大ごみ破碎処理施設、中防不燃ごみ処理

センター)、J R 東日本東京資源循環センターを視察し、粗大ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装の中間処理方法や実態について委員間の共通理解とした。

その上で、第3回から第5回の審議会において、委員間で議論を行い、第6回は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により国が緊急事態宣言を発出したことで書面による開催となった。限られた期間での審議となることから、これまでの清掃・リサイクル施策の取り組みを踏まえ、本審議会では次の3つの項目を論点として審議することとしたものである。

(1) プラスチックごみについて

昨今、世界的に海洋汚染などプラスチック問題に対する注目が高まり、近年その回収量は増加傾向にある。令和元年5月に国がプラスチック資源循環戦略を策定したことに続き、12月には東京都もプラスチック削減プログラムを策定し、リデュースの徹底など廃プラスチックの焼却量を減らすための大きな方針が示されたところである。

区はこれまで、家庭から出るペットボトルとプラスチック製容器包装を資源として回収し再利用を推進してきたが、より一層の削減に向け、施策の見直しや新たな取り組みを検討するため、プラスチックごみについて議論を行う必要がある。

(2) 集団回収事業について

集団回収は町会・自治会、マンション管理組合などの団体が、古紙などを資源回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動の仕組みである。区は団体や回収者を支援することで、区民のリサイクル活動の推進を図り、ごみの減量と資源の有効活用に寄与している。

平成4年7月に東京都よりこの事業の移管を受けてから30年近く経過した現在では、回収団体における担い手の高齢化による組織力の低下や、古紙市況の下落による事業者の負担増などが課題となっており、その対策や区の支援方法も含め、今後の集団回収の取り組みについて議論する必要がある。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響下における清掃事業について

コロナ禍における在宅勤務の奨励や外出自粛の要請等の影響によって在宅時間が長くなり、これに伴い資源・ごみの排出量が増加している。また、感染症対策として排出者、回収者ともに安全面に配慮したごみ出しのルールが求められるなど、廃棄物を取り巻く環境は大きく変化している。区は、区民生活を支えるライフラインとして継続して資源・ごみの収集を行ってきたが、情勢の変化の中でもごみ減量、資源化を進めるためには、ウィズコロナ、アフターコロナにおける清掃事業のあり方について議論する必要がある。

第2章 プラスチックごみについて

1 プラスチックごみを取り巻く環境

(1) 国の動向

プラスチックは短期間で経済社会に浸透し、生活に利便性をもたらした一方、近年では資源等の過剰使用や、海洋ごみ問題、地球温暖化といった環境や経済を取り巻く地球規模での課題が一層深刻化している。これらに対応しつつもプラスチック資源を有効活用する必要性が高まっている背景を踏まえ、国は令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を制定した。その具体的な取り組みの一環として、令和2年7月より全国一律でレジ袋が有料化された。これはリデュースのさらなる徹底だけでなく、普段何気なく使用しているレジ袋を有料化することによって、消費者がその必要性を吟味する機会を提供し、ひいてはマイバッグの携行が習慣化するなどのライフスタイルの変革を促すことを目的としている。

(2) 東京都の動向

都は令和元年5月、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を宣言した。同年12月には、具体的な取り組みやロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定するとともに、重点的対策が必要な分野の1つとして「プラスチック削減プログラム」を策定している。このプログラムでは、2R（リデュース・リユース）を基調としたワンウェイプラスチックの削減や、再生物の品質を落とさない水平リサイクルの拡大による循環利用の高度化等を2030年までの目標として掲げており、2050年までにCO₂実質ゼロの持続可能なプラスチック利用を実現するとしている。

2 品川区におけるプラスチックリサイクル

東京23区における使用済みプラスチックのリサイクル状況は、ペットボトルは全区で実施しているが、それ以外のプラスチックについては、各区で取り組み内容がまちまちである。

リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化および資源の有効利用を図るために制定された容器包装リサイクル法については、平成12年度に完全施行、その後、排出抑制や社会的コスト効率化の観点から改正され、平成20年度より質の高い分別収集・再商品化の推進を目指して拠出金制度も盛り込まれた現行制度が創設された。

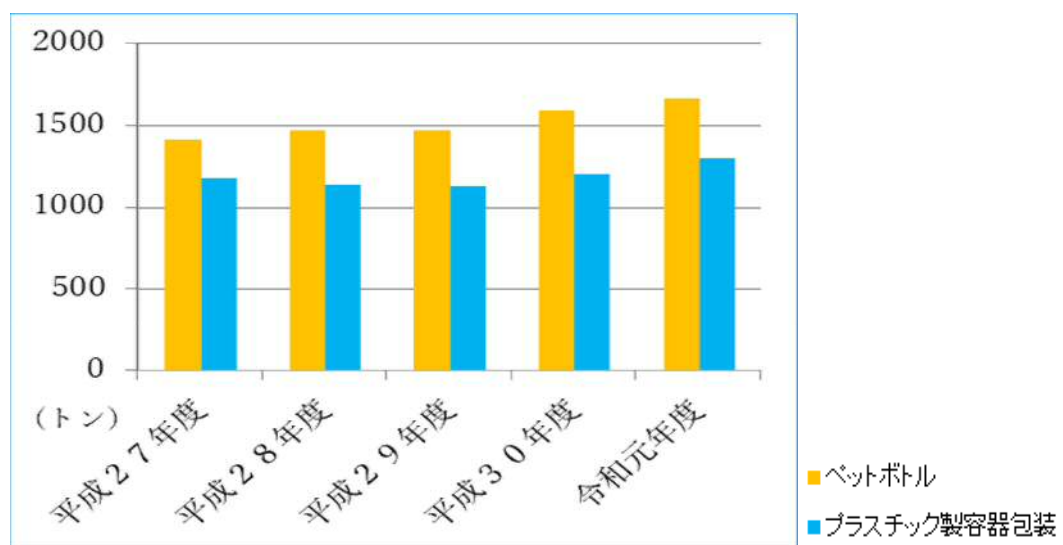
品川区では家庭から出るごみのうち、ペットボトルについては平成8年度に分別

回収を開始し、平成 12 年度の容器包装リサイクル法の完全施行とともに、日本容器包装リサイクル協会を通じての資源化にいち早く切り替えた。また、平成 20 年度からはプラスチック製容器包装の分別回収も開始しており、使用済みプラスチックの削減に積極的に取り組んできている。

(1) 近年の回収実績

平成 29 年度から令和元年度にかけては、ペットボトルで約 13%、プラスチック製容器包装で約 15%回収量が増加している。ペットボトルについては、製造業者の企業努力により軽量化・薄肉化が進んでいるにもかかわらず、回収量が増えていることから、資源に出される本数がかかなり増加していることが想定される。また、プラスチック製容器包装についても、近年は区民の関心が高まり増加傾向にある。

ペットボトルおよびプラスチック製容器包装の年度別回収量



(2) 家庭でのプラスチックの分別状況

前述のように、品川区では使用済みプラスチックのリサイクルに積極的に取り組んできたが、家庭から出るごみの中には、まだ多くのリサイクルできる使用済みプラスチックが排出されている。平成 24 年度に行った組成調査では燃やすごみの中にペットボトルやプラスチック製容器包装としてリサイクルできるものが約 13%混入しているという結果も出ており、各家庭において、ごみではなく資源として排出してもらう必要がある。

(3) リサイクル処理における現状

回収したものを効率よく再生するためには、同一素材で集めることが非常に重

要である。再生工場におけるコスト削減および再生品の品質低下を防ぐため、区から引き渡す資源には、異物の混入率など細かい品質基準が設けられており、区の間処理においては、その基準に適合させる必要がある。

区で回収したペットボトルやプラスチック製容器包装は一か所に集められ、まず人の手により異物を取り除く選別作業後、機械による圧縮・梱包等の中間処理を行っている。ここで異物が多く混入されていたり、汚れがひどいものが多いと手選別作業の効率が悪くなるだけでなく、集められた資源はごみとなる。現在、プラスチック製容器包装の中間処理工場においては、回収量の約 20%が基準適合しておらず、これを改善していく必要がある。

3 プラスチックごみ減量へ向けた具体的取り組み

国や都においては、今後、プラスチックごみの減量に向けて、資源化技術の進歩や自治体への支援策などが急速に展開していくと予想される。そうした動向に合わせて、区も施策の見直しを図っていく必要がある。

また、平成 30 年 3 月に策定された品川区環境基本計画においては、区と区民と事業者の 3 者が一体となつてごみの発生抑制に努め、ごみの減量化と資源化に取り組んでいくことが示されており、区民のみならず事業者に対する働きかけも必要である。

(1) 適正な分別行動の促進に向けて

品川区で回収している資源のうち、ペットボトルにおいては、本体とラベル・キャップを分別するだけなので比較的わかりやすいが、プラスチック製容器包装については、分別基準についての理解度に個人差がある。また地域の中での説明会や区民からの声においても、分別の判断が難しく戸惑いや疑問が寄せられている。

プラスチック製品なのか・容器包装なのか、資源として活用できる汚れの程度やその見分け方などについて、これまでも周知に努めてきたが、より一層わかりやすく細やかに区民へ伝えることが必要である。

しかしながら、汚れを落として無理にリサイクルへ回すことは、汚水の浄化処理などかえって環境負荷になる場合があることを念頭に、適切な情報提供に努めることが重要である。

以下、具体的な取り組み案を記載する。①～⑤の要素について、区ホームページ、広報しながら、ごみ・リサイクル通信（年 4 回発行）等において、イラストや写真、動画を多用しながら、視覚的に説明していくことが求められる。

また、人によって手にとる媒体は様々であるため、SNS など新たなツール

の活用も検討していく必要がある。

①プラスチック資源に特化したQ&Aを作成する

これまで区民からの問い合わせの多いもの、例えばペットボトルとプラスチック製容器包装はなぜ一緒に出せないのか、値段や原材料を記載した紙シールは必ずはがさないといけないのか、などの疑問に、事例をあげながら丁寧にQ&A形式で答えていく。

②汚れの落とし方のポイントを伝える

これまでは品質基準への適合性から、判断に迷った場合は燃やすごみで出すように周知しているが、今後は資源回収量確保の観点から案内することが求められる。例えば、納豆パックの汚れは水にしばらくつけておくとよい、食品トレイの油汚れは洗うより布でふく方が取れやすいなど、区民が具体的に取り組みやすいよう方法を記載する。

③分別する際の見分け方を工夫する

プラスチック製容器包装はプラマークが記されているものが目印となるが、その見かけや形状は様々である。そこで例えば、ポリ袋・フィルム類、トレイ・パック類、容器・カップ類に分けてそれぞれ解説をつける、カップめんのうち外側のフィルムや粉末スープの袋はプラスチック製容器包装、フタや割りばしは燃えるごみなど、商品の分解図で詳細に説明するなど、なるべくわかりやすい方法で記載する。

④プラマークがない、またはわかりにくいものを案内する

例外的に発泡スチロールなどの梱包材、商品を包むフィルム、ラップには一部マークが付いていないものもある。また、商品のパッケージなどにまとめて書かれており個々にマークが付いていない場合、例えばペットボトルのキャップとラベルはプラスチック製容器包装だが、ラベルに本体とキャップとラベルの識別表示がまとめて表示されているなどの例もあるため、気づかずに燃やすごみに出されている可能性もある。今後はそういったことも案内していく必要がある。

⑤イベント等での啓発

エコフェスティバルなどのイベント、出前講座、環境学習などの啓発事業のなかで、プラスチック製容器包装の資源として排出することができる容器そのものの実物や、汚れ具合がわかるものを展示、実演しながら分別を体験

してもらおう。

また、区が新設する「環境学習施設」においても、小中学生を中心として子どもたちの資源回収への関心、意識を高める取り組みの実施を期待する。

(2) 発生抑制について

区ではプラスチック製容器包装のリサイクルについても積極的に取り組んでいるが、3 Rの優先順位の視点からリデュース、リユースを最優先として重点的に働きかける必要がある。

- ① 区では令和2年7月のレジ袋有料化を契機に、オリジナルのエコバッグを作成して更なるレジ袋抑制に向け商店街と連携して普及に努めている。併せて、区内企業と連携した環境配慮製品の普及、周知も検討する必要がある。また、海洋プラスチックの課題解決に向け、国が立ち上げたプラスチックスマートキャンペーンに参加してワンウェイプラスチックの削減の取り組みを進める。
- ② これまでは区民1人1日あたりの排出ごみ量を主に広報していたが、ペットボトルやプラスチック製容器包装の排出量や処理量、リサイクルにかかる費用等とも関連づけ、子どもたちから大人までにわかりやすく実際の暮らしのなかでの使い捨てプラスチックの使用状況を示し、マイバッグやマイボトルの持参などによる環境に配慮した行動を促す。
- ③ 事業活動に伴う事業者のプラスチックごみ発生抑制への対策として、大規模事業所に対しては資源の再利用促進計画書の提出や立入検査を通じて排出状況等を把握するとともに、排出者の処理責任について理解を求める。また中小規模事業者に対して配付している減量マニュアルの中で、プラスチックごみについても言及し、ごみ減量、リサイクルの徹底を強く指導していく。

第3章 集団回収事業について

1 集団回収とは

集団回収は、町会や自治会、マンション等集合住宅の管理組合、PTAなど10世帯以上の登録団体が、回収の日時・場所を決めて、家庭から出る資源（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、缶など）を集めて民間の資源回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動である。

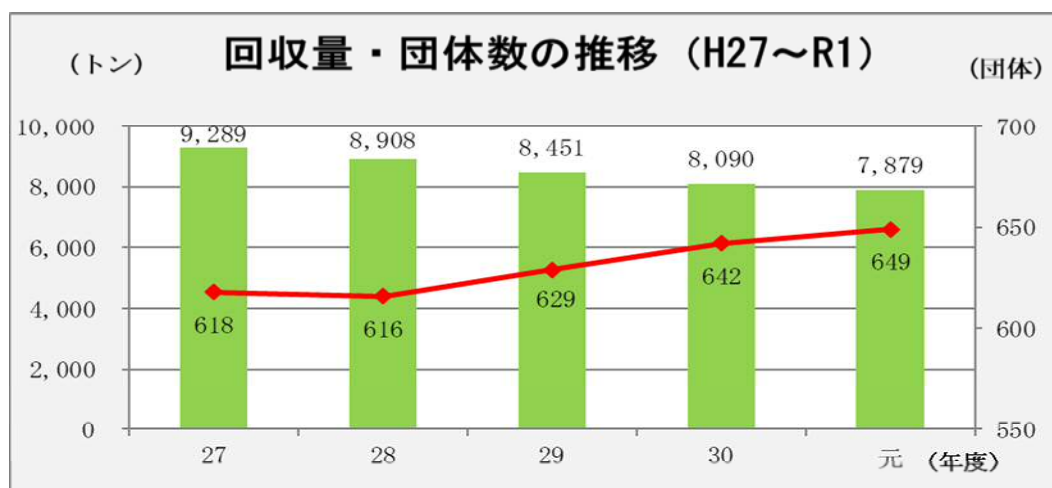
2 品川区における集団回収の現状

区では、回収量に対し1キログラムあたり6円の報奨金の支払いや消耗品の支給等により活動を支援している。令和元年度は、649団体から合計7,879トンの資源が回収されている。

(1) 登録団体数と回収量

平成28年度の616団体から登録団体数は着実に増加しており、令和元年度は649団体となった。一方、年間の総回収量は平成28年度が8,908トンであるのに対し、令和元年度は7,879トンであり、年々減少している。

2Rの推進という点で見れば、排出抑制の意識が高まったとも考えられるため、必ずしも回収量の増が望ましい方向性とは言えない。また品目別では、ライフスタイルの変化等により、新聞、雑誌等が減少しているのに対し、段ボール、古着等の回収量は増加している。



(単位：千円)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
報奨金 (協力金含む)	55,683	54,128	51,180	50,545	51,170

(2) 団体内訳と居住実態

令和元年度の登録団体は 649 団体で、その内訳は町会・自治会が 139、マンション管理組合が 463、その他（PTA など）が 47 団体となっており、マンション管理組合が 7 割以上を占めている。平成 25 年から平成 30 年にかけての区内の居住形態を見ると、戸建は約 9% 減少したのに対し、共同住宅は約 14% 増加した。また居住人員数でも、戸建は約 13% 減少したのに対し、共同住宅は約 13% 増加しており、品川区においてはマンション等共同住宅への移行が顕著であることがわかる。

(3) 集団回収と行政回収

令和元年度の資源回収量のうち、行政回収（資源ステーション回収および拠点回収）が 15,782 トンであったが、集団回収は 7,879 トンであり全体の約 33% を占めている。過去 5 年の推移を見ると、わずかではあるが減少傾向にある。

集団回収の効果として、登録団体と資源回収業者間の民間ベースで回収を行うことから行政コストの削減につながることや、地域における環境保全やリサイクル推進に対する意識の高まりが期待できることが挙げられる。そのため、集団回収の普及および支援策について積極的に実施し、活動を促進していく必要がある。

3 集団回収事業における社会環境の変化

集団回収事業については地域で古くから取り組まれており、平成 4 年 7 月に東京都の事業から区の事業とされたが、その仕組みを変えずに継続されてきた事業である。しかしながら、近年は資源、特に古紙の回収において社会的状況が大きく変わってきている。インターネットの普及による新聞・雑誌購読数の減少や通信販売の普及によるダンボールの増など回収品目の変化、中国の経済低迷や環境規制強化により輸出制限がかかったことから急激な古紙価格の下落が起こるなど、現状のままでは事業を継続することが難しくなっている。

そのような中で、今後も集団回収を促進していくためには、以下の観点から事業を再検討する必要がある。

(1) 登録団体における現状

区の集団回収団体の構成としては、町会・自治会が 2 割、マンション管理組合が 7 割、その他（PTA など）が 1 割となっている。町会・自治会については、その中心となって活動している会員が高齢化しており、回収作業の担い手が不足しているため活動の継続性に不安があるとの声がある。一方で新築マンションが増えてきており、その多くが新規の登録団体となり活動を始めている。

また、近年、新聞・雑誌購読数の減、通信販売の増などの社会状況の変化により、リサイクルに出される資源の品目別の回収量が以前とは変わってきている。特に古紙については、これまで大きな割合を占めていた新聞・雑誌が減り、ダンボールが大幅に増えるなどの状況であるが、全体の回収量としては減少傾向にある。各団体もそれぞれ努力はしているが、この社会状況のなかで回収量をどのように確保していくのかについて検討を要する。

(2) 回収事業者における現状

平成 31 年の初めから続く古紙市況の低下は、回収事業者の営業活動継続に大きな影響を及ぼしている。品川区においては、区内のリサイクル事業協同組合等の尽力もあって事業継続が保たれているが、他自治体では採算がとれずに回収事業から撤退した業者が多く、集団回収事業が停止に追い込まれた事例も発生している。東京都資源回収事業協同組合は、集団回収事業継続の非常事態宣言を発令して行政に支援を呼び掛けている。古紙の不況は今後も当面続くと予想されるため、その対策を検討することが必要である。

4 集団回収事業の維持、発展に向けて

(1) 集合住宅について

新規マンションなどへのPR、勧誘の強化が挙げられる。まだ集団回収をしていない既存の集合住宅や新規のマンションの情報を回収業者と共有して勧誘を強化し、新規登録団体を増やす余地はある。

また、住民が自分の住んでいる集合住宅で集団回収を行っていることを知らず、分別はすべて管理人によりなされているケースも少なくない。管理人や管理会社と連携し個々の住民に、この集団回収の取り組みにより報償金が支払われるといったメリットを丁寧に周知することや、住民向けの専用パンフレットを作成し周知することで、集合住宅全体で取り組むことができれば回収量の増加が見込まれる。

(2) 町会・自治会について

町会・自治会の1団体あたりの平均回収量はマンション管理組合1団体あたりの平均回収量の2倍以上となり、その回収規模は大きい。近年、町会加入者が減少していることに加え、加入者の高齢化により組織力が低下しており、将来的には回収量確保への影響が懸念される。町会区域内には多くのマンション管理団体、その他個別の登録団体が存在しているが、同一地域にある複数の団体が協力、統合して、マンパワーや排出場所の共有化等それぞれの不足するものを補完するこ

とができれば活動は安定的に維持される。今後は区が各団体の活動状況や課題等を詳細に把握して、団体同士を結びつける取り組みが必要なのではないかと考える。

(3) 報奨金について

都より事業が移管されて以降、報奨金の単価は変更していない。これはこの間、回収量が順調に推移し報奨金も右肩上がりで増加していたことによる。しかしながらここ数年間で急激に回収量が減少している。これは団体の意欲や取り組みが低下したからではなく、新聞等の紙媒体が減少しているという社会環境の変化によるものである。

区では平成30年9月より、雑がみを回収する団体に回収量とは別に協力金を支給して支援策を強化した。これにより支援金の減少に一定の歯止めがかかったが、今後の古紙回収量の推移を予想し、その対策を考えていかなければならない。団体の活動量やリサイクルへの貢献度、あるいは行政回収との経費の比較などを検証して、報償金の単価を精査することや、回収量が特に多い団体についてはインセンティブを付与する等の検討が必要である。

(4) ルート対策費について

集団回収事業における回収網を安定的、継続的に確保するため、回収事業者には古紙の市場価格が悪化した場合にはルート対策費を支給している。その内容は、古紙のすべての品目（新聞、雑誌、段ボール）が1キログラムあたりの回収問屋買値（決定価格）が7円（基準価格）を下回った場合に、3円を限度にその差額を支給するものであるが、令和2年4月より支給要件を緩和し、それぞれの品目ごとに基準価格を下回った場合に支給できるように見直しを行った。今後も古紙市場価格の見通しが不透明であるため、古紙の回収コストに常に着目していく必要がある。

(5) 団体と事業者の契約について

これまでは、集団回収は民間同士の契約となるため、区はその契約に直接関与していなかった。しかしながら登録団体が安心して事業者と契約が結べるよう、事業者の登録制度の見直しや契約書のひな型を作成するなど適正な契約がなされるように努めてきた。今後は、団体の回収日時等の要望や事業者側の回収ルートなどを考慮して、適切な事業者を紹介していく必要がある。

第4章 新型コロナウイルス感染症の影響下における

清掃事業について

1 コロナ禍における収集・回収量の推移

コロナ禍によって、ごみ量の増加や感染防止を優先したごみの捨て方が示されるなど、廃棄物を取り巻く環境は大きく変化している。資源・ごみの排出量からコロナ禍の影響を分析することは、今後の清掃事業のあり方を検討する一つの指標として必要な視点である。

(1) 燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ

前年の同月と比較すると、令和2年4月から6月にかけては、収集量が約9%増加した。5月末に緊急事態宣言が解除され、一旦情勢が落ち着いたと見られる7月には前年より約1%減少したが、翌月には増加に転じており、社会の状況に左右されやすい面がある。

区で収集している廃棄物のうち約7割を占めているため、特に慎重に予測を立てていく必要があると言える。

(2) 資源

令和2年4月、5月は、前年同月比で回収量が約25%増加した。その後6月から8月にかけて増加率はゆるやかに減少しているものの、前年比約10%増を下回る月はなく、概ね増加していると言える。品目別では、4月から7月の平均を見たとき、びんが前年より約22%、缶が約27%と特に増えており、飲食に係る部分の資源が多く出されていることが分かる。

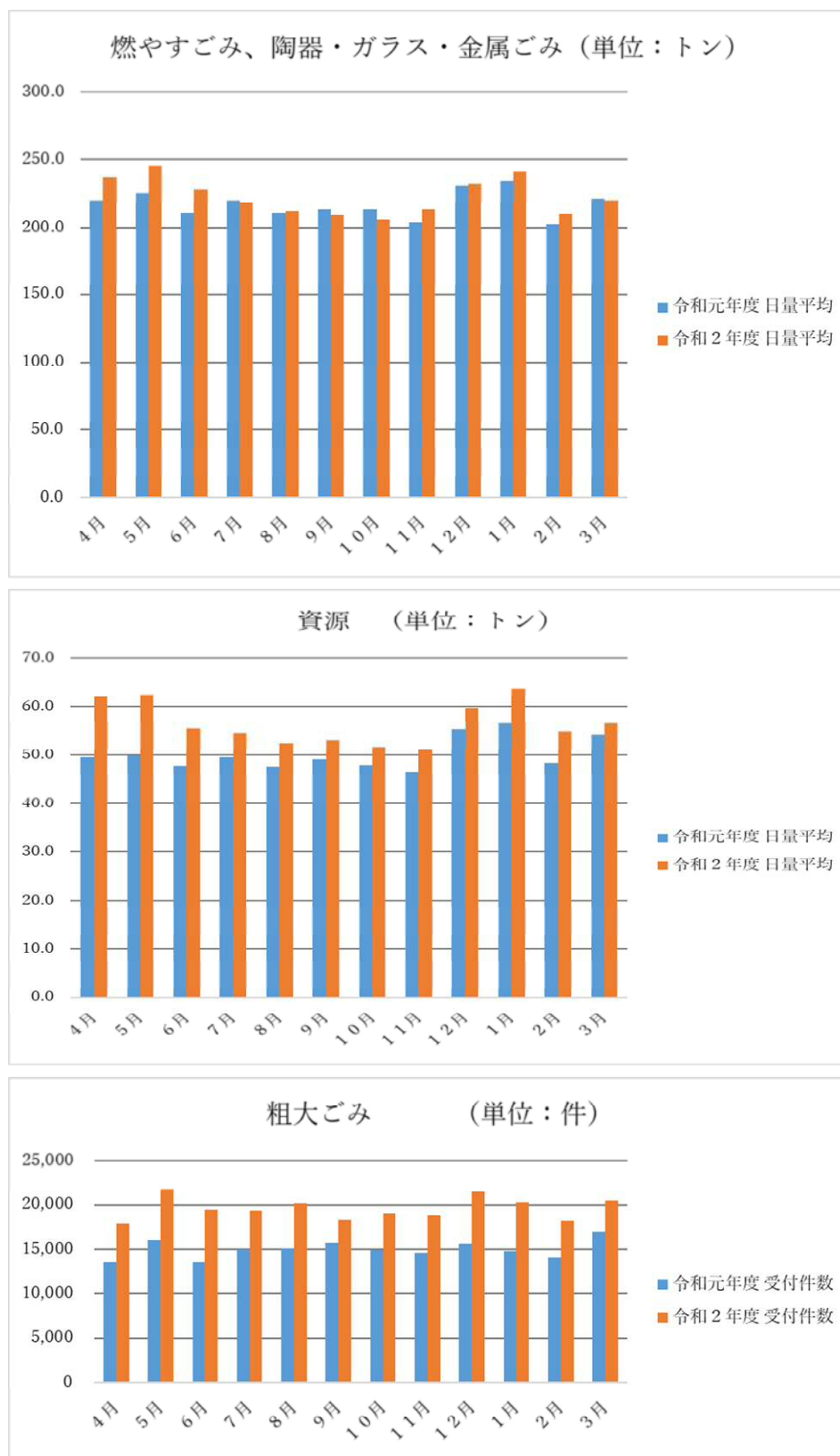
資源は、品目ごとに出し方や処理のされ方が異なるため、品目ごとの推移を分析し、実態に即した周知啓発を図ることが大切である。

(3) 粗大ごみ

粗大ごみの受付件数は大きく増加しており、令和2年4月は前年より約32%、5月は約37%、6月は約43%増で最大となった。在宅時間の増加により身の回りの整理が活発に行われたことが要因の1つと考えられるが、一方で、粗大ごみ自体が年々増加傾向にあることや、年度初めは引っ越し等で排出量が増加するという背景がある。

今後の対策を検討する上では、これからの推移を注視して影響の程度を判断することが重要である。

種別ごとの令和元年度と令和2年度の日量平均比較（月）



2 品川区における感染防止への取り組み

品川区清掃事務所では、区民および職員の感染防止のため、以下のとおり感染症対策に取り組んできた。

(1) ごみ出し時の感染症対策の周知

- ・区ホームページ等による情報の発信と、地域で活動している廃棄物減量等推進員への周知啓発
- ・感染者やその疑いがある方などが家庭にいる場合の、感染症対策としてのごみの出し方について案内
- ・「広報しながわ」令和2年7月11日号では大型（一面）記事にて、ごみ減量・資源化への継続的な取組みについて周知啓発

<感染症対策としてのごみの捨て方>

鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを徹底していただくよう案内

<資源の出し方>

ペットボトル・びん・缶については、飲み残し等を洗い流し、十分に乾燥させた上で一週間ほど空けてから分別して出していただくことを案内

(2) 清掃事務所での取り組み

①収集作業時における感染症対策

- ・出勤時に検温を実施し、職員の健康状態の把握
- ・手袋、マスク等の防護具の適切な着用
- ・こまめなアルコール手洗いや、うがいの徹底
- ・清掃車両の定期的な窓開けによる換気

②事務所内における感染症対策

- ・手すり、ドアノブ、電話等事務所内の消毒を毎日実施
- ・休憩室として事務所内の会議室等を開放して3密を回避
- ・定期的な換気を行い、更衣室等の使用時は人数を制限し、時間差で利用
- ・4つの施設（品川、北品川、荏原、西小山）について職員を再配置、分散化を図り、施設間の行き来をしないことで感染リスクを低減

(3) 影響を受けた事業等

- ・拠点回収の中止（4～5月）
- ・エコフェスティバル中止に伴う啓発事業やフリーマーケットの中止

- ・リサイクルショップ「リボン」の休業（4～5月）
- ・見学施設の受け入れ停止による、ごみ・資源追っかけ隊の中止
- ・環境学習および出前講座の受け入れ一時停止
- ・廃棄物減量等推進員地区連絡会の書面会議への変更
- ・大規模事業所の立ち入り調査の延期や廃棄物管理責任者講習会の書面開催

（参考）令和2年7月11日号「広報しながわ」大型記事

ごみ減量・資源の再利用に 引き続きご協力をお願いします

新型コロナウイルスの感染を防ぐため、不要不急の外出自粛や在宅勤務などの影響により、家庭から出されるごみの量が増えています。
ごみの収集を安定的に継続していくために、減量やリサイクルの取り組みをはじめ、正しくごみを出すなど、区民の皆さんのご協力をお願いします。

問い合わせ／品川区清掃事務所 品川庁舎（☎3490-7051 Fax3490-7041）
荏原庁舎（☎3786-6552 Fax3783-5780）



「資源・ごみの分け方・出し方」冊子をご活用ください

品川区清掃事務所では「資源・ごみの分け方・出し方」冊子をリニューアルし、全戸配布を行いました。また、外国語版（英語・中国語・韓国語）も作成しています。

在宅で過ごすことが多くなっており、ごみを出す機会も増えて、家庭からも様々な資源やごみが出ています。ぜひ「資源・ごみの分け方・出し方」冊子を活用して、正しい分別やごみの排出にご協力をお願いします。正しく分別を行うことで、資源として回収できるものを無駄にしないでだけでなく、家庭から出るごみの量を減らすことにもつながります。

なお、冊子は清掃事務所のほか、区役所総合案内や戸籍住民課、各地域センターでも配布しています。



「資源・ごみの分け方・出し方」冊子

感染症対策のためのごみの捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症対策として、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりとしばって封をする」「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを徹底してください。また、ペットボトル・びん・缶については、飲み残し等を洗い流してから出してください。

「ごみの捨て方」を守って出すことにより、家族だけでなく、皆さんが出したごみを扱う清掃職員や処理業者にとっても新型コロナウイルス感染症対策として有効です。引き続き、ご協力をお願いします。

ごみの捨て方

- ①ごみ箱にごみ袋をかぶせま
す。いっぱいになる前に早め
に③のとおりごみ袋をしぼっ
て封をしましょう。
- ②マスク等のごみに直接触れ
ることがないようにしっかりと
しぼります。
- ③ごみを捨てた後は石けんを
使って、流水で手をよく洗い
ましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合
は、二重にごみ袋に入れてください。

出典：環境省「新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのごみ捨て方」

粗大ごみの申し込みについて

現在、粗大ごみを出す方が増えています。粗大ごみ受付センターでは、通常どおり午前8時から午後9時まで受け付けをしていますが、申し込みが集中しており、電話が繋がりにくい場合があります。24時間対応のインターネット受付の積極的なご利用をお願いします。

①申し込み

インターネット受付

<https://www.2sodai-web.jp/shinagawa/>

※区ホームページからもアクセスできます。

※24時間受付可能です。

※選択項目に品目がない場合は、電話で申し込んでください。

電話受付

品川区粗大ごみ受付センター ☎5715-1122

受付時間／月～土曜日午前8時～午後9時（祝日も受け付けます）

※日曜日に直接持ち込む場合は、その旨を申し出てください。

②粗大ごみ処理券を買う

予約時に手数料をご案内します。必要額分の「品川区有料粗大ごみ処理券」を購入してください。



③粗大ごみを出す（当日）

戸別収集

予約した収集日の午前8時までに「品川区有料粗大ごみ処理券」を貼って、指定の場所へ

直接持ち込む

指定された日曜日の午前9時～午後4時に「品川区有料粗大ごみ処理券」を貼って品川区資源センター（八潮1-4-1）へ

※品目などの追加・変更がある場合には、お早めに粗大ごみ受付センターへご連絡ください。

3 ウィズコロナにおける清掃事業

コロナ禍においては、在宅時間が長くなる等の様々な要因によって排出されるごみ量は前年度と比較して大幅に増加しており、清掃事業を滞りなく継続するために排出量を少しでも抑制し、減量を図ることは大きな課題と言える。

ウィズコロナの状況下では感染症対策としてのごみの捨て方が優先されるが、適正処理を維持するためには分別等排出ルールを一層徹底していくことが求められる。

品川区清掃事務所は、この相反する2点をバランスよく区民へ啓発するため、課題を切り分けて効果的な啓発や効率的な事業を実施する必要がある。

(1) 感染症を防ぐごみの捨て方の周知徹底

感染症対策の観点からは、広く区民にごみの捨て方のルールの周知徹底を図ることが急務である。例えば、環境省の「感染症対策としてのごみの出し方」パンフレットにはごみ袋の空気を抜くという項目がないが、袋の破裂等を防ぎ感染リスクをさらに低減させるためには有効な手段と言える。こういった実情に合わせた情報を発信することで、より伝わりやすく、効果が出るものと考えられる。

(2) 新しい生活様式に適応した情報発信

在宅時間の増加や、断捨離等で普段出さないごみが出たことによって、なおさら家庭における廃棄や分別の仕方が分かりにくくなっている状況がある。特殊な状況下にあっては、改めて基本的な資源・ごみの出し方を周知することが大切である。コロナ禍の収集業務に対して600件以上もの激励や御礼の手紙が届くなど、清掃事業に対する理解やごみや資源に対する関心が高まったことを一つの機運と捉えて啓発を実施することで、より浸透性が増し効果が高まる。現在はホームページで資源・ごみ品目一覧を公開して周知しているが、区民によって手に取る媒体は様々であるため、リサイクル通信やSNS等、複数の媒体を活用することが望ましい。細やかな情報発信を繰り返し行い、知りたい情報がすぐに手に入りやすい環境を作ることで、区民の正しい排出行動を促すことに注力されたい。

(3) ライフラインとしての清掃業務

清掃事業は日常生活を守るために必要不可欠な職（エッセンシャルワーカー）の一角として、より重要かつ影響力があることが再確認された。

品川区清掃事務所では、感染予防のため事務所内外を問わず様々な取り組みを行ってきたが、集団感染（クラスター）等を発生させずに安定的な清掃作業を実現してきたことは、これら努力の成果と言える。区民への周知啓発により適正処

理を維持・促進することは重要だが、それは清掃作業が滞りなく行われることが前提にある。区民の生活を支え、ごみ減量・資源化の取り組みを継続させるために、これからも安定した業務を行っていくことを期待する。

4 アフターコロナにおける清掃事業のあり方

感染症対策を優先する上では、感染リスクのあるものは捨てる、なるべくごみに触れないなど、2Rとは相反するごみの出し方をしなければならないが、増えたごみ、定着した捨て方は、コロナ収束後に自然に戻るものではない。これまでの取り組みを生かすためにも、アフターコロナを見据えた清掃事業のあり方を考える必要がある。

(1) アフターコロナにおける新たな事業展開

区では、感染症対策のためこれまでとは違う様々な啓発や取り組みを行ってきた。アフターコロナにあっては、これら取り組みを行う前に戻すのではなく、取り込んで活かす事業展開が求められる。例えば、感染症対策としてのごみの捨て方を周知したが、「ごみ袋をしっかりと縛る」、「空気を抜く」などの行動は、通常のごみ出しにおいてもごみ等の飛散を防ぐためには有用である。同様に、びんや缶、ペットボトルについても「飲み残し等を洗ってから出す」ことは適正処理の上では必要な行動と言えるため、コロナ禍での実践を継続して啓発することが望ましい。

一方、感染症拡大防止のため中止や延期等の措置をとった事業については段階的に再開しているが、既存の事業においても新たな観点、時代にふさわしい方策で事業を考える必要はある。オンライン会議が普及したように、さらなるICT（情報通信技術）やインターネットの活用等、コロナ禍を通じて普遍的となったものを取り込み、事業内容の見直しを行うことで、より区民の利便性に供与した事業展開を行う余地がある。

(2) ごみ排出および資源回収量の周知

コロナ禍により生活様式が大きく変化し、ごみや資源の量は増加傾向にあるが、資源循環を持続可能なものに転換していくことの重要性はますます高まっている。

しかし、マスクや手袋といった使い捨ての感染症対策製品が急増しており、またテイクアウト用のプラスチック容器、箸、スプーンなど、家庭用、事業用に限らず、これまでリデュース・リユースが推奨されてきた製品も使い捨てを余儀なくされている現状がある。

このような状況では、使い捨てが当たり前の価値観となってしまうことが懸念される。

これまでの持続可能社会に向けた取り組みを生かすためにも、「必要な使い捨て」と「本来必要でない使い捨て」を正しく示すことが重要である。

そのためには、コロナ禍以前の排出量とコロナ禍での排出量をごみ、資源の品目ごとに比較した数値を明らかにして区民とその情報を共有し、その上で減量や資源化にむけての目標を定め、3 R への意識を今まで以上に高めて持続可能な社会の構築につなげることが大切である。

第5章 まとめ

本審議会は、区長からの諮問に基づき「持続可能な循環型社会の実現に向けて取り組むべき、ごみの減量化や資源化および適正処理のあり方」について答申をまとめた。

今回の審議会では、「プラスチックごみについて」「集団回収事業について」「新型コロナウイルス感染症の影響下における清掃事業について」の3点について答申を行ったが、これは限られた時間での審議を行うにあたり、論点として抽出したものである。

これまでも区は、様々な施策によりごみ減量、資源化、適正処理の推進に努めてきた背景があるが、さらに一步進んだ施策を実現するには、収集実績の推移や排出実態調査等によるデータを蓄積、精査するなど、様々なアプローチでライフスタイルの変化にいち早く対応する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、廃棄物を取り巻く環境は大きく変わった。「新しい生活様式」に向けた対応や、既存の取り組みの見直し等を行っていくことが重要である。

本審議会の答申を踏まえ、持続可能な循環型社会の実現に向けたさらなる区の取り組みを期待する。

資料編

品 都 品 発 第 3 2 号
令 和 元 年 8 月 9 日

品川区廃棄物減量等推進審議会 様

品川区長 濱 野 健

品川区廃棄物減量等推進審議会への諮問について

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第7条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

1. 諮問事項

持続可能な循環型社会の実現に向けて取り組むべき、ごみの減量化や資源化および適正処理のあり方について。

2. 諮問期限

令和3年6月30日

3. 諮問理由

品川区のごみ量は、平成元年度の約14万6千トンを経ピークに減少を続け、平成30年度には約7万3千トンと元年度と比較して半減しました。

他方、資源回収量は、平成元年度の約4,600トンから平成30年度の約2万3千トンと、約5倍に増加しました。これらは、ごみ減量の取り組みの結果であり、また区民のリサイクル意識の高まり等による成果と思われます。

しかしながら近年、その推移実績の鈍化が顕著となっております。

持続可能な開発目標（SDGs）の推進など、環境問題等への社会的要請の高まりの中、令和という新たな時代を迎え、ごみの発生抑制や限りある資源の有効利用を図り環境負荷を低減する社会を構築するため、区として更なる取り組みが必要であると認識しています。

これまでの区の清掃事業の成果を踏まえつつ、今後の事業展開の方向性を探るため「持続可能な循環型社会の実現に向けて取り組むべき、ごみの減量化や資源化および適正処理のあり方について」ご審議いただきたく、ここに諮問します。

品川区廃棄物減量等推進審議会の会議の公開方法について

1 会議の傍聴

- (1)会議を傍聴しようとする者は、会議開始 20 分前から会議開始時間までの間に、会場の受付へ申し出るものとする。
- (2)会議の公開にかかる傍聴人の定員は、4 人とする。ただし、会長が会議運営上、支障がないと認めたときはその限りでない。
- (3)傍聴人は、受付時間内で先着順に決定する。

2 議事録の公開

- (1)次に掲げる事項を掲載した議事録を公開する。
 - ①会議の開催年月日、開始・終了時間
 - ②出席者および欠席者の人数
 - ③出席者の氏名
 - ④議事内容（発言者の氏名は記載しない）
 - ⑤その他会議の経過に関する事項
- (2)議事録は、区役所第三庁舎 3 階の区政資料コーナーで閲覧に供するとともに、区のホームページにも掲載する。

第 10 期 品川区廃棄物減量等推進審議会 審議経過

開催日	審議内容
第 1 回 01.8.9	・ 区長より審議会への諮問 ・ 第 1 期～第 9 期までの諮問と答申の概要説明 ・ 清掃事業全体の概要説明
第 2 回 01.12.19	・ 視察 中防処理施設、J R 東日本東京資源循環センター
第 3 回 2.1.31	・ 諮問事項の審議 ●プラスチックごみについて
第 4 回 02.7.9	・ 諮問事項の審議 ●集団回収事業について
第 5 回 02.9.1	・ 諮問事項の審議 ●新型コロナウイルス感染症の影響下における 清掃事業について
第 6 回 03.1.26	・ 諮問事項の審議（書面開催） ●答申案の検討

第 10 期品川区廃棄物減量等推進審議会委員名簿

区分	氏名	任期	備考
学識経験者	◎大矢 勝	令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日	横浜国立大学 大学院教授
	○栗島 英明	令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日	芝浦工業大学 建築学部教授
	小林 隆史	令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日	立正大学 経済学部専任講師
区議会議員	鈴木 真澄	令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日	区議会議員
	塚本 よしひろ	令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日	区議会議員
	おくの 晋治	令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日	区議会議員
	田中 さやか	令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日	区議会議員
	木村 けんご	令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日	区議会議員
区民	丹治 勝重	令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日	八潮自治会連合会会長
	土屋 智英子	令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日	品川区消費者の会代表
	小倉 敬子	令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日	公募区民
	升崎 葉子	令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日	公募区民
	坂本 明子	令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日	公募区民
	竹内 彩乃	令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日	公募区民
事業者	島 敏生	令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日	商店街連合会代表
	三浦 隆	令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 6 月 30 日	廃棄物業界代表

◎会長 ○副会長